

令和8年2月10日

岡山大学職員組合執行委員長 殿

理事（企画・評価・総務担当）

三 村 由香里

令和7年人事院勧告への対応についての要求書（回答）

2026年2月3日付け岡大職組申第201号の要求書について、下記のとおり回答しますので、よろしくお願ひします。

記

（要求事項1.）

検討中となっている手当項目について、人事院勧告に準拠して実施すること
対象項目

- ・通勤手当の新距離区分（上限100km・5km刻み）
- ・駐車場等利用手当の新設
- ・月途中採用時の通勤手当支給方法の見直し

これらは職員の通勤実態、公平性の確保、生活負担の軽減の観点から不可欠であり、
人事院勧告に準拠した制度化を要求する。

（要求事項1.についての回答）

通勤手当の新距離区分については、これを準拠し、「100km以上」を上限とする新たな距離区分（5km刻み）を新設する方向で検討しています。

駐車場等利用手当の新設については、本学の津島地区及び鹿田地区では自動車通勤する多くの教職員に周辺の民間駐車場等と比べ安価な構内駐車場を提供しているという状況等を鑑み、慎重に検討しています。

月途中採用時の通勤手当支給方法の見直しについては、これを準拠し、月途中採用者に採用月の通勤手当を支給する方向で検討しています。

（要求事項2.）

今後の給与制度についても「国家公務員給与への原則準拠」を堅持すること
給与制度の透明性と公平性を確保するため、基本方針を維持し、独自の不利益変更を

行わないことを要求する。

(要求事項2.についての回答)

本学職員の給与改定において、国家公務員の給与改定に原則準拠するという基本方針を変える予定はございません。しかしながら、国家公務員と本学職員とでは状況等が異なる場合もあるため、今後も人事院勧告等の内容を精査し対応いたします。

以上

【本件担当：総務部人事課人材活用グループ 小川 内線7023】